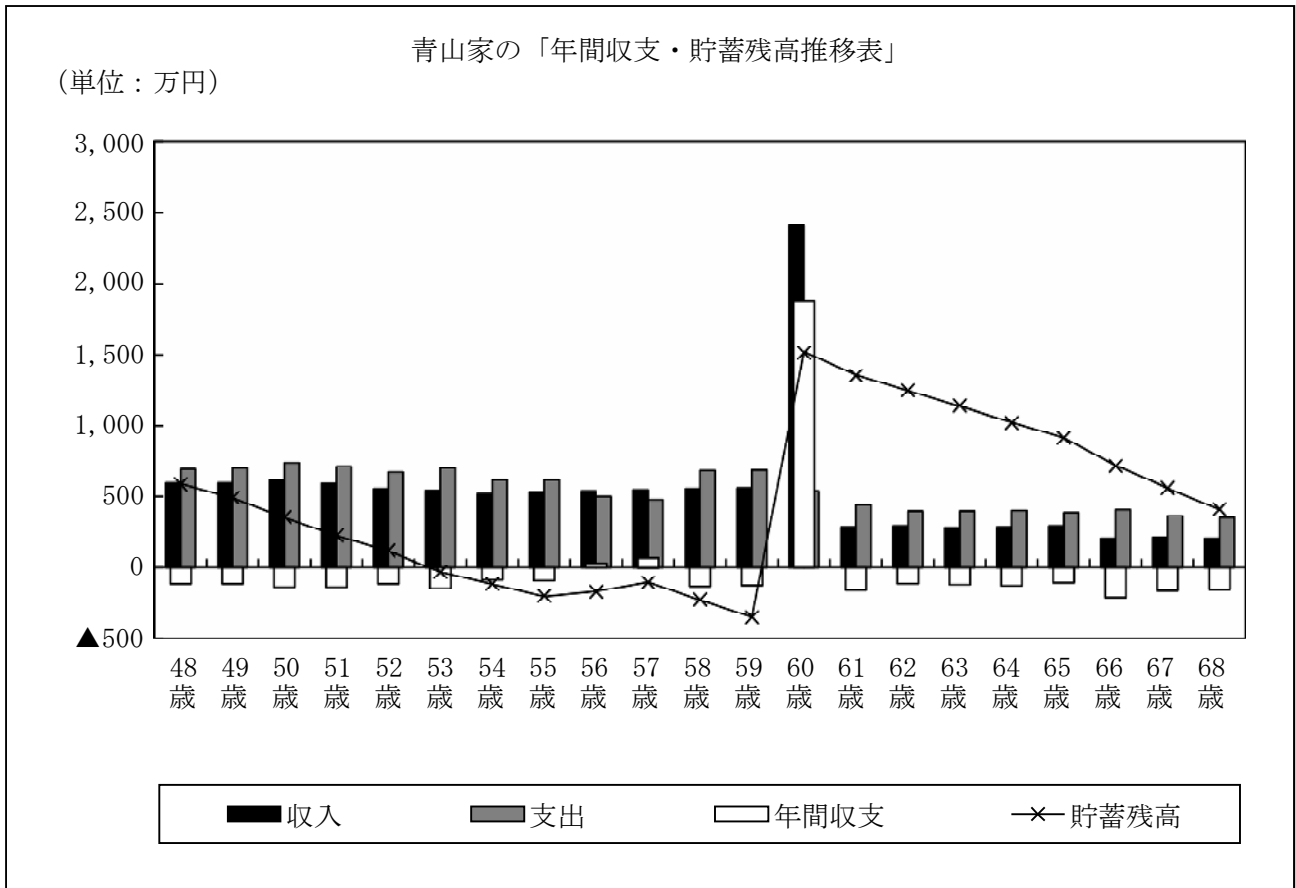


問 1

会社員の青山さん（48歳）は、定年退職後の生活資金について準備を始めるため、税理士資格を有するCFP®認定者にライフプランとキャッシュフローの分析を依頼したところ、次の「青山家の「年間収支・貯蓄残高推移表」」のようになることが判明しました。特に子どもが大学在学中に貯蓄残高が大きく減少し、53歳以降は退職まで貯蓄残高がマイナスとなるため、その対策を早急に検討することにしました。青山家の家計に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。



<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

<住民税に関する資料>

均等割額	年4,000円		
所得控除	社会保険料控除	所得税と同じ	
	生命保険料控除	1. 2011年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）等に係る控除額	
		年間の支払保険料の合計	控除額
		15,000円以下	支払金額の全額
		15,000円超 40,000円以下	支払金額×1/2 + 7,500円
		40,000円超 70,000円以下	支払金額×1/4 + 17,500円
		70,000円超	35,000円
		2. 2012年1月1日以降に締結した保険契約（新契約）等に係る控除額	
		年間の支払保険料の合計	控除額
		12,000円以下	支払金額の全額
12,000円超 32,000円以下		支払金額×1/2 + 6,000円	
32,000円超 56,000円以下	支払金額×1/4 + 14,000円		
56,000円超	28,000円		
地震保険料控除	1. 地震保険料		
	年間の支払保険料の合計	控除額	
	50,000円以下	支払金額の1/2	
	50,000円超	25,000円	
	2. 旧長期損害保険料		
	年間の支払保険料の合計	控除額	
	5,000円以下	支払金額の全額	
	5,000円超 15,000円以下	支払金額×1/2 + 2,500円	
	15,000円超	10,000円	
	配偶者控除	一般の控除対象配偶者	330,000円
扶養控除	一般の控除対象扶養親族	330,000円	
	特定扶養親族	450,000円	
税率	道府県民税	4%	
	市町村民税	6%	

(注) 支払保険料とは、その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいう。

<令和4年分 給与所得の源泉徴収票>

令和4年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号) 1															
		(役職名)															
		氏名	(フリガナ) アオヤマ サトル 青山 悟														
種別	支払金額			給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の合計額			源泉徴収税額							
給料・賞与	7 500 000			5 650 000			3 100 000			1 57 500							
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数					
有 従有		3 80 000		1		1											
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額								
1 140 000			50 000			40 000											
(摘要)																	
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額							
70,000		120,000															
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除適用数		居住開始年月日(1回目)		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等年末残高(1回目)		住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除区分(2回目)					
(源泉・特別)控除対象配偶者		(フリガナ) アオヤマ キョウコ		氏名 青山 京子		配偶者の合計所得		国民年金保険料等の金額		旧長期損害保険料の金額		基礎控除の額					
控除対象扶養親族		1 (フリガナ) アオヤマ ケンイチ		氏名 青山 健一		16歳未満の扶養親族		1 (フリガナ)		氏名		区分					
		2 (フリガナ) アオヤマ ナナミ		氏名 青山 菜々美				2 (フリガナ)		氏名		区分					
		3 (フリガナ)		氏名				3 (フリガナ)		氏名		区分					
		4 (フリガナ)		氏名				4 (フリガナ)		氏名		区分					
未成年者	外国人	死亡退職者	災害者	乙欄	本人が障害者	寡婦	ひとり親	勤労学生	中途就・退職			受給者生年月日					
									就職	退職	年	月	日	元号	年	月	日
														昭和	49	05	28
(受給者交付用)	支払者																
	住所(居所)又は所在地																
氏名又は名称		株式会社 S T															
		(電話)															

(注) 源泉徴収税額は、復興特別所得税を含まない金額である。

(問題1)

(設問A) 青山さんは現状を把握するため、2022年分の給与所得の源泉徴収票に基づき、給与収入から2022年中に給与天引きされた社会保険料等の額、2022年分の給与所得に対して課税される所得税および住民税の額を控除した後の手取り金額を算出することとした。2022年中に株式会社STからの給与以外の収入がないものとした場合、青山さんの2022年における手取り金額として、正しいものはどれか。なお、住民税の調整控除については考慮しないものとし、解答に当たっては、納付税額が最も少なくなる方法を選択するものとする。

(1) 2022年分の給与収入	()
(2) 2022年中に給与天引きされた社会保険料等の額	()
(3) 2022年分の給与所得に対して課税される所得税の額	()
(4) 2022年分の給与所得に対して課税される住民税の額	()
(5) (1) - (2) - (3) - (4) =	()

1. 5,864,000円
2. 5,897,000円
3. 5,906,300円
4. 5,907,000円

(問題2)

(設問B) 青山さんはリタイアメントプランの検討のために、定年による退職一時金について試算をすることにした。以下のとおりに退職一時金が支給される場合、青山さんの退職一時金の税引後の手取り金額(所得税および住民税を控除した金額)として、正しいものはどれか。なお、所得控除および住民税の均等割については考慮しないものとする。また、所得税および住民税は2022年4月において施行されている法令等に基づいて計算するものとする。

- ・ 勤務先から支給される退職一時金の支給額 2,200万円
- ・ 勤続期間 27年1ヵ月

※勤続期間には病気による休職期間が4ヵ月含まれている。

※障害者になったことを基因とする退職ではない。

※青山さんは「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出している。

※過去に退職金の支給を受けたことはなく、特定役員退職手当等に該当するものは含まれていない。

1. 20,740,000円
2. 20,957,500円
3. 21,062,500円
4. 21,167,500円

(問題3)

(設問C) 青山さんは、現在以下のとおり生命保険に加入しているが、家計の支出額改善のために、生命保険の解約を検討している。仮に、これらの契約を2022年中に解約した場合、解約返戻金額および払込保険料総額は以下のとおりとなる。この場合における青山さんの2022年分の所得税の計算上、総所得金額に算入すべき一時所得の金額として、正しいものはどれか。なお、いずれの契約も、保険契約者、保険料負担者、被保険者は青山さんであり、このほかに一時所得に該当する所得はないものとする。

	S A 終身保険	S B 養老保険	S C 定期保険
契約年月	1998年11月	2001年9月	2012年5月
解約返戻金額	500万円	300万円	10万円
払込保険料総額	380万円	220万円	90万円

※S B 養老保険については、契約時に保険料を一時払いしている。

1. 0円
2. 35万円
3. 60万円
4. 70万円

(問題4)

(設問D) 青山さんは、住宅ローンの繰上げ返済の原資とするため、以下の資産の売却を考えている。これらの資産を2022年中に売却した場合、青山さんの2022年分の所得税の計算上、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。

資産名	譲渡価額	取得費	譲渡費用	取得年月
骨董品	80万円	100万円	0円	2002年 1月
金地金	150万円	110万円	10万円	2018年12月
ゴルフ会員権	470万円	(注)	20万円	(注)

(注) ゴルフ会員権は、2015年4月に父から相続(単純承認)により取得したもので、父はこの会員権を1977年4月に150万円で購入している。なお、相続時の相続税評価額は300万円であった。

1. 55万円
2. 130万円
3. 140万円
4. 260万円

(問題5)

(設問E) 青山さんは、父が生前に自宅として使用していた家屋およびその敷地を相続により取得したが、現在は空き家である。仮に、青山さんが駐車場経営のためその家屋を取り壊し、この土地で駐車場の完成と同時に2022年から駐車場経営を開始した場合において、稼働2年目の2023年に見込まれる収入等が以下のとおりであるとき、青山さんの2023年分の所得税における不動産所得の金額として、正しいものはどれか。

<2023年の不動産所得に関する資料>

- ① 駐車場年間収入 130万円
- ② 駐車場として使用した場合の固定資産税 40万円
- ③ 借入金の年間元本返済額 18万円 (アスファルト舗装のための金融機関からの借入金である)
- ④ 借入金に係る利子支払額 2万円 (全額が必要経費となるものである)

※申告については、青色申告によるものとし、青色申告特別控除額は10万円とする。

※減価償却資産の償却方法についての届出はしていない。

<減価償却に関する資料>

資産名	事業供用年月	法定耐用年数	取得価額	期首未償却残高
アスファルト舗装	2022年7月	10年	50万円	475,000円

償却方法	耐用年数	償却率
定額法	10年	0.100
定率法	10年	0.200

- 1. 550,000円
- 2. 685,000円
- 3. 730,000円
- 4. 830,000円

(問題6)

(設問F) (問題5) のとおり駐車場経営を行った場合における2023年のキャッシュフローの金額(所得税および住民税控除後の金額で、かつ借入金年間元本返済後の手取り金額)を、家屋が建ったまま未稼働であった状態と比べた場合、青山さんの家計上のキャッシュフロー改善額として、正しいものはどれか。

- ・ 家屋を取り壊す前の固定資産税は、年間7万円であった。
- ・ 当該駐車場経営に係る所得税および住民税の合計額は、15万円とする。

1. 55万円
2. 62万円
3. 75万円
4. 80万円

問2

給与所得者に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、納付税額が最も少なくなる方法を選択するものとします。

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円以下		55万円
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超	360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超	850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超		195万円(上限)

<配偶者控除額(所得税)の早見表>

納税者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円

<配偶者特別控除額(所得税)の早見表>

配偶者の 合計所得金額	納税者の 合計所得金額		900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	900万円以下			
48万円超 95万円以下		38万円	26万円	13万円
95万円超 100万円以下		36万円	24万円	12万円
100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

<住民税の速算表>

課税所得金額	道府県民税	市町村民税
	税率	税率
一律	4%	6%

※住民税の調整控除については考慮しないものとする。

(問題7)

(設問A) 山岸さん(47歳)は、株式会社PAに勤務する会社員である。山岸さんの妻(専業主婦・45歳)は、2018年に取得した絵画を2022年中に譲渡した。この譲渡に係る内容および山岸さんの2022年分の給与等の状況が以下のとおりである場合、この絵画の譲渡により増加する山岸さん夫妻の所得税額の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<山岸さんの2022年分の給与収入等の状況>

- ・ 給与の収入金額 7,500,000円
- ・ 所得控除額 1,800,000円
- ・ 源泉徴収税額 342,500円

※上記の所得控除額には、配偶者控除が含まれている。

<山岸さんの妻の譲渡に関する内容>

- ・ 譲渡所得の金額 1,600,000円
- ・ 所得控除額 480,000円

※山岸さんの妻には、上記以外の所得はないものとする。

1. 夫 0円 妻 16,000円
2. 夫 24,000円 妻 31,000円
3. 夫 34,000円 妻 56,000円
4. 夫 76,000円 妻 56,000円

(問題8)

(設問B) 会社員の横川さんは、退職に備えて20年前に一時払養老保険を契約して自ら保険料を支払っており、その保険が2年後の2024年に満期となる。仮に、横川さんの2024年分の給与所得等の状況が以下のとおりである場合、横川さんが満期保険金を受け取ることにより増加する手取り金額(所得税および住民税を控除した後の金額)として、正しいものはどれか。なお、住民税の計算において、均等割および調整控除については考慮しないものとする。

・ 給与所得の金額	550万円
・ 所得控除額	170万円(所得税および住民税とも同額として計算する)
・ 満期保険金の額	600万円(一時金で受け取るものとする)
・ 払込保険料の額	400万円

1. 5,550,000円
2. 5,700,000円
3. 5,775,000円
4. 5,850,000円

(問題9)

(設問C) 小原さんは株式会社PBに勤務する会社員である。2022年に小原さんがPB社から受け取った給与等の金額が以下のとおりである場合、小原さんの2022年分の所得税の計算上、給与所得の収入金額として、正しいものはどれか。

項目	金額	備考
給与収入額	700万円	2022年中に支給された給与・賞与の合計額である。
出張手当	8万円	PB社の全国会議を本社で開催した際に要した往復の電車賃、宿泊費の実費相当額である。
在宅勤務手当	18万円	在宅勤務者に対して、一律月額1万5千円を渡切りで支給されたものであり、用途の報告は求められていない。
記念品(万年筆)	1万円	永年勤続表彰として支給された(社会通念上相当である)。

※永年勤続表彰は勤続10年に達した従業員に支給されたものであり、小原さんは以前に表彰を受けたことはない。

1. 701万円
2. 709万円
3. 718万円
4. 719万円

問3

東根さんは、以前からビル2棟を所有しており、その全室を賃貸の用に供しています。この賃貸ビルの不動産所得に係る所得税等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、東根さんには不動産所得以外の所得はありません。

(問題10)

(設問A) 東根さんが2022年中に賃借人から受け取った家賃等の金額が以下のとおりである場合、東根さんの2022年分の不動産所得の金額の計算上、総収入金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。なお、賃料等の収入時期については、所得税法の原則的な取扱いにより計上すべきものとする。

物件名	受け取った家賃の金額(注1)	前年末における未収金額(注1)	当年末における未収金額(注1)	備考
ビルA	1,320万円	0円	40万円	(注2)(注3)
ビルB	1,440万円	90万円	100万円	(注4)

(注1) 賃借人とはすべて建物賃貸借契約を締結しており、その契約において家賃の支払日が定められている。未収金額とは、前年または当年の年末までに支払日の到来した家賃のうち、それぞれの年末において未収となっているものをいう。

(注2) 受け取った家賃の金額のほかに、敷金75万円(全額退去時に返還する)、更新料30万円(全額返還しない)の入金があった。

(注3) 受け取った家賃の金額のほかに、保証金120万円(契約開始時に30%を償却し、残額は退去時に返還する)の入金があった。

(注4) 前年末における未収金額90万円については、2022年中にすべて回収されており、受け取った家賃の金額の中に含まれている。

1. 2,826万円
2. 2,876万円
3. 2,951万円
4. 2,960万円

(問題 1 1)

(設問B) 東根さんは、不動産賃貸に関する必要経費について調べてみた。不動産所得の必要経費の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 賃借人を募集中の場合、空室となっている期間のその空室部分に係る減価償却費は、必要経費に算入できる。
2. 貸室を改装するために賃借人に支払った立退き料は、必要経費に算入できない。
3. 不動産事業に係る住民税は、必要経費に算入できる。
4. 貸付けの用に供している建物に係る地震保険料は、地震保険料控除の対象となるため、必要経費に算入できない。

(問題 1 2)

(設問C) 東根さんのビルの賃貸は事業的規模の形式的要件を満たしており、所得税の申告は以前から青色申告により行っている。不動産の貸付けが事業的規模である場合と事業的規模でない場合との取扱いの差異等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 減価償却資産の償却方法について法定償却方法以外の償却方法を選定するためには、不動産の貸付けが事業的規模でなければならない。
2. 事業専従者控除または青色事業専従者給与の額を必要経費とするためには、不動産の貸付けが事業的規模でなければならない。
3. 不動産所得で適用できる青色申告特別控除の金額は事業的規模でない場合、最高で10万円である。
4. アパートやマンションなどの賃貸を行う場合には、独立して賃貸できる部屋数がおおむね10室以上であれば、特に反証のない限り事業的規模として取り扱われる。

(問題 13)

(設問D) 東根さんの2023年におけるビル賃貸業の予想収支等が以下のとおりである場合、2023年のビル賃貸業に係る税引後のキャッシュフローの金額として、正しいものはどれか。なお、所得税および住民税の金額は、所得控除を考慮せずに不動産所得の金額の25%として計算し、実際の納税の時期にかかわらず、2023年の支出に含めて計算するものとする。

・ 家賃収入金額	2,800万円
・ 固定資産税	500万円
・ 減価償却費	790万円
・ 借入金に係る元金返済額	1,020万円
・ 借入金に係る利子支払額	180万円
(このうち40万円は土地の取得に係る部分の金額である)	
・ 2023年分として支払うその他必要経費の金額	145万円
・ 青色申告特別控除	65万円

※未収、未払い等の経過勘定項目は発生していないものとする。

1. 610万円
2. 665万円
3. 675万円
4. 930万円

(問題 1 4)

(設問E) 東根さんの知人で、個人で不動産賃貸業を営んでいる浅尾さんは、2022年は消費税の課税事業者となる。浅尾さんの2022年分の不動産賃貸に係る損益等の状況は以下のとおりである。消費税の簡易課税制度が適用される場合、浅尾さんの2022年分における納付すべき消費税の金額として、最も適切なものはどれか。なお、本設問における「消費税」とは、国税である消費税7.8%および地方消費税2.2%のことをいう。

<浅尾さんの2022年分の不動産賃貸に係る損益等>

項目		金額
総収入金額	事務所貸付部分に係る賃貸収入	2,200万円
	居住用貸付部分に係る賃貸収入	880万円
必要経費	事務所貸付部分に係る経費の金額	1,210万円
	居住用貸付部分に係る経費の金額	484万円

※上記の金額のうち、消費税が課税されるものについては税込み表示としている。

1. 90万円
2. 100万円
3. 120万円
4. 168万円

問4

飯田さんは、2022年3月まで勤めていた会社を退職し、2022年4月から個人で事業を開始しました。飯田さんの2022年分の事業所得等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、2022年分の事業所得の金額が最も少なくなる方法を選択するものとします。

(問題15)

(設問A) 飯田さんは、生計を一にする妻に個人事業を手伝ってもらうとともに、妻が所有する軽自動車を使用し、その使用料を妻に支払った。また、妻から借りた開業資金に係る支払利息も支払った。妻が所有する自動車等の状況が以下のとおりである場合、飯田さんの2022年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費に算入される金額として、正しいものはどれか。

項目	金額	負担した者
自動車に係る支出	妻に支払った賃借料	105千円
	軽自動車税	10千円
自動車に係る減価償却費	200千円	—
妻から借りた開業資金に係る支払利息	30千円	飯田さん

※上記金額は、2022年分の事業期間に対応するものである。

※軽自動車税、減価償却費については、事業供用割合として適正な金額である。

1. 10千円
2. 210千円
3. 240千円
4. 345千円

(問題 16)

(設問B) 飯田さんは、業務用に中古の陳列棚を購入した。その購入価額等は以下のとおりである。飯田さんの2022年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき減価償却費の金額として、正しいものはどれか。なお、当該中古の陳列棚の取得後の使用可能年数の見積もりは困難であり、省令において定められた簡便な計算方法によるものとする。また、飯田さんは税務署に償却方法を届け出たことはない。

- ・ 中古の陳列棚の購入価額 360,000円
- ・ 中古の陳列棚の購入年月 (同月から事業の用に供した) 2022年5月
- ・ 経過年数 5年
- ・ 陳列棚の法定耐用年数 8年
- ・ 償却率

耐用年数	定額法	定率法
3年	0.334	0.667
4年	0.250	0.500
8年	0.125	0.250

1. 60,000円
2. 80,160円
3. 90,000円
4. 120,000円

(問題17)

(設問C) 飯田さんの2022年以降の所得等の実績と予想が以下のとおりである場合、飯田さんの2025年分の所得税の計算上、課税総所得金額として、正しいものはどれか。

年分	各種所得の金額	所得控除額
2022年	給与所得 70万円 事業所得 ▲250万円	90万円
2023年	事業所得 ▲40万円 配当所得 30万円	80万円
2024年	事業所得 100万円 株式等の譲渡所得 50万円	100万円
2025年	事業所得 300万円	110万円

※事業所得の損失の金額には、被災事業用資産の損失の金額はない。

※各年分の青色申告書（損失申告書を含む）を申告期限内に適正に提出し、純損失の繰越控除の適用があるものとする。

※純損失の繰戻還付の適用は受けないものとする。

※2023年の配当所得は少額配当には該当せず、総合課税の適用を受けている。

1. 100万円
2. 150万円
3. 180万円
4. 210万円

(問題18)

(設問D) 事業専従者等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 青色事業専従者給与の適用を受ける場合、生計を一にする配偶者等がもっぱら事業に従事する期間が、従事可能期間の2分の1を超えていることが必要である。
2. 青色事業専従者は給与所得者となるが、その給与収入が103万円以下でかつ納税者の所得金額の合計額が900万円以下であれば、青色事業専従者である配偶者を配偶者控除の対象にすることができる。
3. 白色申告の場合には、生計を一にする配偶者等で、もっぱら事業に従事している者がある場合でも、事業専従者控除額をその事業に係る所得の金額の計算上、必要経費に算入できない。
4. 青色事業専従者給与の適用を受ける場合、生計を一にする配偶者等に初めて給与を支給する日の前日までに、所定の事項を記載した「青色事業専従者給与に関する届出書」を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

問5

所得税における減価償却費に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題19)

(設問A) 個人で事業を営んでいる井川さんは、2022年3月に営業用に普通自動車を購入し、その日から事業の用に供している。購入した自動車に関する内容が以下のとおりである場合、井川さんの2026年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき減価償却費の金額として、正しいものはどれか。なお、井川さんは、この自動車の減価償却方法について定率法を選択し届け出ている。また、計算過程および計算結果において、円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てること。

<自動車に関する資料>

資産名	取得年月	法定耐用年数	取得価額	2025年末の未償却残高
普通自動車	2022年3月	6年	2,000,000円	428,791円

<定率法による償却率等>

法定耐用年数	償却率	改定償却率	保証率
6年	0.333	0.334	0.09911

1. 42,497円
2. 142,787円
3. 143,216円
4. 198,220円

問6

個人の株式等の譲渡の課税上の取扱いに関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題20)

(設問A) 非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度(つみたてNISA)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. つみたてNISAの非課税口座で保有している投資信託を売却して損失が生じた場合には、一般口座で保有している金融商品の配当金や譲渡益と損益通算することができる。
2. つみたてNISAの非課税口座は一人で複数の金融機関に同時に開設することができ、一定の手続きを行うことにより、年単位で使用する口座を変更することができる。
3. つみたてNISAの年間投資上限金額は120万円で、その年の非課税投資枠の未使用分がある場合には翌年以後に繰り越すことができる。
4. つみたてNISAの非課税口座で購入した投資信託は、購入した年から20年間は投資信託の配当金や譲渡益が非課税となる。

問7

ストック・オプションに関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題21)

(設問A) QM株式会社に勤務している高倉さんは、以下の条件でQM社から付与されたストック・オプションについて、2022年中にすべて権利行使をしてQM社の株式を取得し、同年中に全株式を売却した。高倉さんの2022年分の所得税の計算上、株式等に係る譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、税制適格要件はすべて満たしており、かつ、その適用を受ける旨の届出をしている。また、2022年中に高倉さんが譲渡した株式はこのほかになく、譲渡費用は考慮しないものとする。

権利付与時のQM社の株式の時価	1株 4,000円
高倉さんへの付与株数	1,000株
権利行使株数	1,000株
権利行使価額	1株 6,000円
権利行使時のQM社の株式の時価	1株 7,000円
売却価額	1株 7,500円

1. 500,000円
2. 1,500,000円
3. 2,000,000円
4. 3,500,000円

問 8

所得税の配当所得に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 2 2)

(設問A) 若杉さんの2022年分の所得等は以下のとおりである。所得税の配当所得について総合課税により確定申告をした場合、若杉さんの2022年分の所得税に係る配当控除の金額として、正しいものはどれか。

項目	金額	備考
配当所得	800,000円	内国法人の非上場株式から生じた剰余金の配当で、少額配当に該当するものはない。
給与所得	10,700,000円	—
雑所得	500,000円	執筆活動による所得である。
譲渡所得	▲250,000円	2022年10月に売却したゴルフ会員権の譲渡による損失である(注)。
所得控除額	1,900,000円	—

(注) 若杉さん個人がゴルフクラブの会員であるゴルフ会員権であり、この譲渡は事業所得または雑所得には該当しない。

1. 40,000円
2. 45,000円
3. 75,000円
4. 80,000円

問9

個人のリタイア後に生じる所得等に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円 以下
65歳未満の者	130万円 以下	60万円
	130万円 超 410万円 以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円 超 770万円 以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円 超 1,000万円 以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円 超	195.5万円
65歳以上の者	330万円 以下	110万円
	330万円 超 410万円 以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円 超 770万円 以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円 超 1,000万円 以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円 超	195.5万円

(問題 23)

(設問A) 明石さん(67歳)が2022年中に受け取る年金および保険金等が以下のとおりである場合、明石さんの2022年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。
 なお、明石さんには、このほかに所得はないものとする。

○公的年金(老齢基礎年金および老齢厚生年金)の収入金額	280万円
○生命保険会社からの受取額(契約者および保険料負担者は明石さんである)	
・ML生命保険の終身保険(33歳のときに保険料を一時払いして加入していた) 解約返戻金の受取額	500万円
上記の保険に対する支払保険料	380万円
・MZ生命保険の個人年金保険 個人年金保険の受取額	68万円
2022年分の受取額に対する必要経費	47万円

1. 226万円
2. 251万円
3. 261万円
4. 311万円

(問題 24)

(設問B) 桑原さんが65歳までに死亡した場合、以下の保険契約に基づく死亡保険金が桑原さんの妻に支払われることになっている。仮に、桑原さんが2022年中に55歳で死亡して死亡保険金が支払われた場合、2022年分における桑原さんの妻の所得税額として、正しいものはどれか。

○桑原さんを被保険者とする保険契約

保険契約の種類	保険料負担者 (保険契約者)	被保険者	死亡保険金 受取人	死亡保険金額	支払保険料の 合計額
保険契約MK	桑原さん	桑原さん	桑原さんの妻	1,500万円	250万円
保険契約MJ	桑原さんの妻			500万円	70万円
保険契約MH	桑原さんの父			600万円	30万円

※死亡保険金はすべて一時金で支払われるものとする。

※支払保険料の合計額は、保険事故発生時までの支払保険料の合計額とする。

※これらの保険契約に係る配当金はないものとする。

※いずれの保険も特約を付帯していないものとする。

○2022年中の桑原さんの妻の上記保険契約に係る内容以外の所得状況

- ・ 給与所得の金額 1,820,000円
- ・ 所得控除額 900,000円

1. 46,000円
2. 184,500円
3. 616,500円
4. 706,500円

問10

所得税の一時所得に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題25)

(設問A) 個人で海外ブランドショップを経営する藤原さんは、店舗として賃借しているビルが老朽化のため建て替えられることになり、2022年9月に立退きを余儀なくされた。この立退きに伴い、藤原さんが受け取った立退き料の金額等が以下のとおりである場合、藤原さんの2022年分の所得税に関する以下の文章の空欄(ア)、(イ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<受け取った立退き料等の内容>

- ・ 立退き料 600万円 (借家権の対価には該当しない)
- ・ 休業補償金 300万円 (移転休業中の収入および固定費を補てんするための補償金)
- ・ 保証金 500万円 (賃貸借契約の終了により、家主から返還された保証金)
- ・ 損害賠償金 100万円 (引越業者の過失による商品破損に対する損害賠償金)

<藤原さんの2022年分の所得税の取扱い>

- ・ 総所得金額に算入すべき一時所得の金額は (ア) である。
- ・ 事業所得の総収入金額に算入すべき金額は (イ) である。

1. (ア) 600万円 (イ) 800万円
2. (ア) 325万円 (イ) 300万円
3. (ア) 275万円 (イ) 400万円
4. (ア) 0円 (イ) 900万円

問 1 1

居住用財産の譲渡に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、所得控除を考慮せずに所得税および住民税の金額を計算し、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとします。また、解答に当たっては、納付税額が最も少なくなる方法を選択するものとします。

(問題 2 6)

(設問A) 近藤さん(65歳)は、所有する土地および建物(以下「マイホーム」という)を2022年9月に売却をした。マイホームの売却に関する資料は以下のとおりである。近藤さんのマイホームの譲渡所得に係る所得税および住民税の金額(合計額)として、正しいものはどれか。なお、「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除」および「居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率の特例」の適用要件はすべて満たしているものとする。

<近藤さんのマイホームの売却に関する資料>

取得年月	2002年10月	購入価額	土地	1,500万円
			建物(木造)(注1)	2,000万円
譲渡年月	2022年9月	譲渡価額	土地および建物	6,200万円
		譲渡費用(注2)		210万円

(注1) 居住用建物(木造)の法定耐用年数は22年である。

(注2) 譲渡費用は譲渡年において現金で支払ったものである。

<「建物の取得費」等の計算方法>

○「建物の取得費」等の計算方法

① 建物の購入価額	2,000万円
② 建物の減価償却費相当額 (下記「建物の償却費相当額の金額」の計算方法を参照)	***万円
③ 建物の取得費(=①-②)	***万円

○「建物の償却費相当額の金額」の計算方法

(建物の購入価額) (償却率) (経過年数) (建物の償却費相当額)
 2,000万円 × 0.9 × *** × ***年 = ***円

○定額法の償却率

年数	22年	33年
償却率	0.046	0.031

※問題作成の都合上、一部「***」で表示している。

1. 1,604,400円
2. 1,212,000円
3. 848,400円
4. 0円

(問題27)

(設問B) 筒井さんは、2022年11月に、長年連れ添った妻と協議離婚した。離婚に際し、財産分与として、今まで筒井さん夫妻が居住していた夫名義の自宅建物と土地を妻に名義変更することとなった。この場合における筒井さんの譲渡所得に係る所得税および住民税の金額（合計額）として、正しいものはどれか。なお、以下の金額は、評価額および分与額としていずれも適正である。また、「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除」および「居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率の特例」の適用要件はすべて満たしているものとする。

<自宅建物および土地の財産分与の明細>

財産分与時の時価	6,500万円
取得日	1980年1月
財産分与日（名義変更日）	2022年12月
取得費および譲渡費用の合計額	2,000万円

1. 630万円
2. 300万円
3. 210万円
4. 0円

問12

所得税の損益通算に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

＜給与所得控除額の速算表＞

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円以下		55万円
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超	360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超	850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超		195万円（上限）

＜所得税の速算表＞

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円から	1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から	3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から	6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から	8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から	17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から	39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上		45%	4,796,000円

（注）課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

(問題 28)

(設問A) 会社員の伊丹さんは、銀行借入れにより賃貸用マンションを購入した。伊丹さんの2022年分の収入および不動産購入の内容が以下のとおりであった場合、伊丹さんの2022年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、納付税額が最も少なくなる方法を選択するものとする。

- 給与所得 540万円
- 不動産所得に係る事項
- ・ 賃貸収入 120万円
 - ・ 必要経費 160万円
 - (内訳) 支払利息 60万円 (マンション取得に要した借入金利子)
 - その他経費 100万円 (必要経費として適正額)
- 不動産購入時の内容

取得価額		購入資金	
土地	1,440万円	自己資金	540万円
建物	2,700万円	銀行借入金	3,600万円
合計	4,140万円	合計	4,140万円

※土地と建物は、一の契約により、同一の者から取得した。

※銀行借入金の金額は、土地と建物ごとに区分されていない。

1. 500万円
2. 515万円
3. 524万円
4. 560万円

(問題 29)

(設問B) 安藤さんの2022年分の各種所得の金額等が以下のとおりである場合、安藤さんの2022年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。

所得の種類	金額	備考
事業所得	210万円	—
不動産所得	▲320万円	土地を取得するために要した負債利子はない。
譲渡所得	▲20万円	生活用車両の売却による損失である。
一時所得	340万円	生命保険契約の解約による所得である。

1. 60万円
2. 90万円
3. 105万円
4. 115万円

(問題30)

(設問C) 株式会社TAの課長であった天野さんの2022年分の所得等の状況が以下のとおりである場合、天野さんの2022年分の所得税額として、正しいものはどれか。

所得区分	内容	金額	
給与所得	TA社からの給与	収入金額	160万円
退職所得	TA社からの退職金 (勤続年数20年)	収入金額	1,100万円
事業所得	動物カフェ経営	総収入金額	250万円
		必要経費	275万円
雑所得	雑誌の臨時的原稿執筆報酬	総収入金額	20万円
		必要経費	40万円

※天野さんの所得控除額は、60万円である。

※天野さんの退職は、障害者になったことに基因する退職ではない。

※天野さんは、TA社に「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出している。

※天野さんは、上記退職一時金以外に過去に退職金の支給を受けたことはなく、特定役員退職手当等に該当するものは含まれていない。

1. 75,000円
2. 85,000円
3. 115,000円
4. 212,500円

問 1 3

所得控除および税額控除に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 3 1)

(設問A) 五十嵐さんの家族構成および2022年分の収入等は以下のとおりである。この場合、五十嵐さんの2022年分の所得税に係る人的控除の金額として、正しいものはどれか。なお、家族は全員五十嵐さんと同居し、生計を一にしている。

<五十嵐さんの家族の2022年12月31日における現況等>

続柄	年齢	備考
五十嵐さん本人	52歳	会社員。給与所得は330万円である。夫の死亡後は再婚しておらず、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人はいない。
長女	23歳	大学卒業後に就職し、給与所得が100万円ある。
二女	17歳	高校生。所得はない。
五十嵐さんの父	80歳	公的年金による所得が40万円ある。
夫	—	2022年4月に死亡(死亡時56歳)。死亡時まで五十嵐さんと婚姻関係にあり同居し、生計を一にしていた。死亡時における2022年分の合計所得金額は、20万円であった。

※五十嵐さんおよび上記の表の人には、障害者および特別障害者に該当する者はいない。

1. 179万円
2. 182万円
3. 217万円
4. 255万円

(問題32)

(設問B) 湯本さんの妻は広告代理店に勤務しており、2022年4月に長女を出産した。出産に要した費用および湯本さんの妻が受け取った金額が以下のとおりである場合、湯本さんの2022年分の所得税に係る医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、湯本さんは、給与所得者で給与所得の金額は500万円であり、給与所得以外の所得はないものとする。また、湯本さんは、妻と同居し、生計を一にしている。

○妻の出産に関し湯本さんが負担した費用

- ・ 病院に支払った医療費

2021年7月から同年12月までに支払った診療費	15万円
2022年1月から同年4月までに支払った診療費および出産費	100万円
- ・ 突然の陣痛のため、出産時に支払った自宅から病院までのタクシー代 1万円
- ・ 妻の出産後、妻に療養が必要なため子どもの世話等を依頼した家政婦に支払った費用 3万円

○出産に関し湯本さんの妻が受け取った金額

- ・ 健康保険組合からの出産育児一時金 42万円
- ・ 健康保険組合からの出産手当金 50万円
- ・ 親戚、友人からの出産祝い金 30万円

1. 0円
2. 2万円
3. 49万円
4. 64万円

(問題33)

(設問C) 三上さんが契約している生命保険の内容と2022年中に支払った保険料は以下のとおりである。三上さんの2022年分の所得税に係る生命保険料控除の金額として、正しいものはどれか。なお、2022年分の生命保険料控除額が最も多くなるように計算すること。

生命保険契約等	支払保険料の金額
(旧契約) 個人年金保険契約	70,000円
(新契約) 生命保険契約	50,000円
(新契約) 個人年金保険契約	40,000円
(新契約) 介護医療保険契約	60,000円

※上記契約は、すべて生命保険料控除の対象である。

※2022年中に保険契約の新規加入や更新等を行っていない。

<所得税の一般の生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の控除額の速算表>

(1) 2011年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)等に係る控除額

年間の支払保険料の合計	控除額
25,000円 以下	支払保険料の全額
25,000円 超 50,000円 以下	支払保険料×1/2+12,500円
50,000円 超 100,000円 以下	支払保険料×1/4+25,000円
100,000円 超	50,000円

(注) 支払保険料とは、その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいう。

(2) 2012年1月1日以後に締結した保険契約(新契約)等に係る控除額

年間の支払保険料の合計	控除額
20,000円 以下	支払保険料の全額
20,000円 超 40,000円 以下	支払保険料×1/2+10,000円
40,000円 超 80,000円 以下	支払保険料×1/4+20,000円
80,000円 超	40,000円

(注) 支払保険料とは、その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいう。

1. 107,500円
2. 110,000円
3. 112,500円
4. 117,500円

(問題34)

(設問D) 給与所得者の佐野さんは、2022年中にいわゆる「ふるさと納税」を行った。「ふるさと納税」に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、佐野さんの2022年分の所得は給与所得のみであり、年末調整を行った結果、所得税および住民税が課税されている。

1. 「ふるさと納税」をして確定申告した場合、一定の要件の下、適用下限額2,000円を超える金額から一定の上限額までの寄附金額について、所得税および住民税から税額控除の適用を受けることができる。
2. どの地方公共団体へも寄附をすることができるが、確定申告によって「ふるさと納税」に係る控除の適用を受ける場合、寄附先は寄附者の出生から寄附のときまでに住民票があった地方公共団体に限られる。
3. 確定申告が不要な給与所得者等が「ふるさと納税ワンストップ特例制度」による控除の適用を受ける場合、「ふるさと納税」をした地方公共団体が10団体以内である場合に限られる。
4. 佐野さんが「ふるさと納税ワンストップ特例制度」に関する申請をした後に、医療費控除などのために確定申告する場合、「ふるさと納税」の適用も含めて申告をしなければ、「ふるさと納税」に係る控除の適用を受けることができない。

問14

所得税の住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という）に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

（問題35）

（設問A）共働きの会社員である小山さんと小山さんの妻は、2022年9月に新築マンションを購入契約した後、直ちに居住を開始した。小山さん夫妻が購入したマンションの概要および取得資金の内訳等が以下のとおりである場合、小山さん夫妻の2022年分の所得税の計算上、確定申告により受けられる住宅ローン控除の金額の合計額として、正しいものはどれか。なお、各人の住宅ローン控除の金額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てること。

＜小山さん夫妻が購入したマンションの概要＞

床面積 62m²（すべて居住用である）

取得価額 3,800万円

※認定住宅等には該当しない。

※小山さん4/5、小山さんの妻1/5の共有名義で登記をしている。

＜取得資金の内訳＞

調達先	金額(注1)	2022年の 年末借入金残高	返済期間	金利	債務者	備考
自己資金	1,000万円	—	—	—	—	(注2)
金融機関	2,000万円	1,980万円	30年	1.0%	(注3)	—
小山さんの 勤務先	500万円	470万円	12年	0.8%	小山さん	(注4)
小山さんの 妻の父	300万円	290万円	10年	0.5%	小山さん の妻	(注5)

(注1) 金融機関、小山さんの勤務先、小山さんの妻の父の金額は、当初借入額である。

(注2) 自己資金の内訳は、小山さん940万円、小山さんの妻60万円である。

(注3) 小山さんと小山さんの妻の連帯債務であり、登記割合に応じて返済している。

(注4) 小山さんは勤務先の役員ではない。

(注5) 公正証書による金銭消費貸借契約を交わしており、契約どおりに返済されている。

＜その他＞

- ・ 2022年分の年末調整後の所得税額は、小山さんが30万円、小山さんの妻が2万円である。
- ・ 住宅ローン控除の適用を受けるための要件はすべて満たしているものとする。

1. 138,500円
2. 163,700円
3. 171,400円
4. 191,700円

問 1 5

個人事業税に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 3 6)

(設問A) 山根さんは、2022年7月に個人事業を開始した。山根さんの2022年分の所得税青色申告決算書(一般用)の内容が以下のとおりである場合、これに係る納付すべき個人事業税の金額として、正しいものはどれか。なお、山根さんの営む事業は、すべて事業税の課税対象となる第一種事業に該当するものであり、青色事業専従者給与額は税務上の適正額である。

科目	事業所得の金額
売上(収入)金額	1,190万円
必要経費	780万円
差引金額	410万円
青色事業専従者給与	90万円
青色申告特別控除前の所得金額	320万円
青色申告特別控除額	65万円
所得金額	255万円

1. 15,000円
2. 55,000円
3. 87,500円
4. 132,500円

問 16

これまで個人で雑貨の輸出業を営んできた羽田さんは、今後も堅調な業績推移が予想されることから、法人成りを考えるようになりました。法人成りに関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題37)

(設問A) 羽田さんは、法人成りを検討するに当たり、会社法について調べてみた。会社法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、累積投票については考慮しないものとする。

1. 株式会社の取締役の任期は原則として2年であるが、株式譲渡制限会社は定款に一定の記載をすることによって任期を最長10年とすることができる。
2. 取締役を選任する場合には、定款に別段の定めがないときは、株主総会に議決権の過半数を有する株主が出席し、出席株主の議決権の3分の2以上の賛成が必要となる。
3. 株式会社を設立する場合には、取締役を2人以上にする必要がある。
4. 剰余金の配当は、決算後の利益処分として行う決算配当と、事業年度の途中で行う中間配当の年2回までに制限されている。

(問題38)

(設問B) 羽田さんは、法人設立の日の属する事業年度から以下のとおり法人税に関する処理を行う予定である。この場合における税務上の届出書または申請書（以下「届出書等」という）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- ・ 法人税の申告を青色申告により行う。
- ・ 生計を一にする羽田さんの妻（会社の事業に従事しているが、役員には該当しない）に、給与を支給して、その給与を損金に算入する。
- ・ 給与に関して、源泉徴収した所得税を半年分まとめて納付することができる「納期の特例」の適用を最初の給与支払日より受ける。なお、最初の給与支払日は、設立の日の属する月の翌月10日の予定である。
- ・ 消費税の還付を受ける可能性があるため、消費税の課税事業者を選択する。なお、設立する法人の資本金の額は300万円を予定しており、「消費税課税期間の短縮の特例」の適用は受けないものとする。

1. 法人税の申告を青色申告により行うためには、設立の日以後2ヵ月を経過した日と設立の日の属する事業年度終了の日とのうち、いずれか早い日の前日までに、所定の届出書等を提出しなければならない。
2. 羽田さんと生計を一にする配偶者に支給した給与を損金に算入するためには、設立の日の属する事業年度終了の日までに、所定の届出書等を提出しなければならない。
3. 初めての給与支払分より源泉所得税の「納期の特例」の適用を受けるためには、設立の日の属する事業年度終了の日までに「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出しなければならない。
4. 消費税の課税事業者となるためには、設立の日の属する事業年度終了の日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出しなければならない。

(問題39)

(設問C) 会社設立後のある事業年度(1月1日から12月31日までの12ヵ月とする)において、代表取締役に対して以下のとおり役員給与を支給した場合、法人税における課税所得の金額の計算上、この役員給与のうち損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、この役員給与は事前確定届出給与および業績連動給与には該当せず、不相当に高額な部分の金額はないものとする。

支給月	金額	支給月	金額
1月	50万円	7月(注2)	60万円
2月	50万円	8月	60万円
3月(注1)	70万円	9月	60万円
4月	70万円	10月	60万円
5月	70万円	11月	60万円
6月	70万円	12月	60万円

※この事業年度において、代表取締役の職制上の地位変更などによる臨時改定事由および経営の状況が著しく悪化したことなどの業績悪化改定事由は生じていないものとする。

(注1) 2月に開催した定時株主総会において、3月以降に支給する役員給与を月額50万円から70万円に改定することが決議されたことによるものである。

(注2) 業績目標に達しなかったため、内部留保を増やす目的で臨時株主総会を開催し、下半期となる7月からの給与を月額70万円から60万円に減額改定されたことによるものである。

1. 0円
2. 40万円
3. 140万円
4. 360万円

(問題40)

(設問D) 法人がある事業年度(1月1日から12月31日までの12ヵ月とする)において、代表取締役に対して以下のとおり役員給与等を支給した場合、代表取締役の所得税における税務上の給与所得の収入金額として、正しいものはどれか。なお、役員給与については、不相当に高額な部分の金額はないものとする。

- ・ 毎月の給与の合計額 1,200万円(すべて定期同額給与に該当する)
- ・ 賞与 100万円(事前確定届出給与および業績連動給与に該当しない)
- ・ 会社所有車を贈与(無償譲渡)したことによる費用
譲渡時点の帳簿価額 200万円
譲渡時点の時価 600万円

1. 1,200万円
2. 1,300万円
3. 1,500万円
4. 1,900万円

問 17

株式会社GEは、主に金属加工を行う製造業を営んでいる期末資本金の額が1,000万円の法人であり、期中における増減資はなく、株主がすべて個人で、常時使用する従業員の数が500人以下の1年決算法人です。法人税に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、GE社は、設立以来継続して青色申告による確定申告書を期限内に提出しており、適用除外事業者以外の中小企業者等に該当します。また、解答に当たっては、当期の課税所得の金額が最も少なくなるように計算するものとし、消費税については考慮する必要はありません。

<資料>

当期（2021年9月1日～2022年8月31日）のGE社の決算に関し、注意すべき事項は以下のとおりである。

<租税公課に関する事項>

当期において損金経理により、損益計算書上の租税公課勘定に計上された金額の内訳は以下のとおりである。

法人税（当期中間分の本税）	6,300千円
地方法人税（当期中間分の本税）	650千円
法人住民税（当期中間分の本税）	650千円
法人事業税（当期中間分の本税）	1,900千円
特別法人事業税（当期中間分の本税）	700千円
固定資産税	900千円
印紙税（過怠税40千円を含む）	600千円
交通反則金（内訳は役員に課されたものが50千円、従業員に課されたものが100千円である）	150千円

※交通反則金は、いずれもGE社の業務の遂行に関連した行為に対して課されたもので、GE社が負担したものである。

<接待交際費に関する事項>

当期において損金経理により、損益計算書上の接待交際費勘定に計上された金額の内訳は以下のとおりである。なお、飲食に要した費用に係る必要書類は適正に保存されている。

- ・ 得意先に対して試供品を交付した費用（通常要する費用） 1,200千円
- ・ 従業員に対して創立記念日に一律に供与した飲食費の額（通常要する費用） 955千円
- ・ 代表取締役に対して臨時的に支出した渡切交際費（実質的な給与と認められるもの）
500千円
- ・ 得意先、仕入先へのお中元・お歳暮の贈答費用 1,655千円
- ・ 得意先との打合せ後に行われた懇親会で支出した飲食費の額
（参加人数はそれぞれ10人で、一次会と二次会は単独で行われたと認められるもの）
一次会費用 45千円
二次会費用 150千円
- ・ その他税務上交際費と認められる金額（接待飲食費に該当するものは含まれていない）
7,210千円

<旅費交通費に関する事項>

代表取締役の海外出張に際し、旅費として2,000千円を計上し、これを旅費交通費として当期の費用に計上している。そのうち、業務の遂行上必要と認められ、かつ渡航のために通常必要と認められる部分の金額は1,400千円である。

<減価償却費に関する事項>

種類	取得価額	当期償却費	期末 帳簿価額	法定 耐用年数	事業供用日	備考
器具備品 (電子計算機)	3,500千円	3,500千円	0円	4年	2021年 12月1日	(注1) (注2)
器具備品 (応接セット)	180千円	180千円	0円	8年	2022年 3月5日	(注2)

(注1) 当期に単価250千円のを14台取得し、直ちに事業の用に供したものである。

(注2) 自社使用であり、賃貸の用に供されているものはない。

<償却率等>

耐用年数	定額法	定率法	改定償却率	保証率
4年	0.250	0.500	1.000	0.12499
8年	0.125	0.250	0.334	0.07909

<貸倒損失に関する事項>

取引先名	貸倒損失の金額	備考
GF社	400千円	継続的な取引先であるGF社に対し貸付金400千円を有しているが、最後の弁済を受けてから1年以上が経過したため、全額を貸倒損失として損金経理した。なお、同社から担保物の提供は受けていない。
GG社	1,000千円	GG社に対し売掛金1,000千円を有しているが、当期中にGG社が民事再生法による再生手続開始の申立てを行ったため、全額を貸倒損失として損金経理した。なお、当期末において再生計画は認可決定されていない。
GH社	600千円	GH社に対し貸付金600千円を有しているが、同社の資産状況および支払能力からみて全額が回収不能と認められるため、全額を貸倒損失として損金経理した。なお、同社から担保物の提供は受けていない。

(問題 4 1)

(設問A) 当期の法人税額の計算上、租税公課に係る損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 7,640千円
2. 7,690千円
3. 7,750千円
4. 7,790千円

(問題 4 2)

(設問B) 当期の法人税額の計算上、交際費等に係る損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 1,015千円
2. 1,060千円
3. 1,970千円
4. 2,215千円

(問題 4 3)

(設問C) 当期の法人税額の計算上、役員に対する給与(報酬・賞与)のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 650千円
2. 1,100千円
3. 1,150千円
4. 2,500千円

(問題 4 4)

(設問D) 当期の法人税額の計算上、減価償却費に計上した金額のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、GE社は減価償却方法についての届出は行っていないものとし、特別償却は考慮しないものとする。

1. 312,500円
2. 432,500円
3. 462,500円
4. 470,000円

(問題45)

(設問E) 当期の法人税額の計算上、貸倒損失のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 1,000千円
2. 1,400千円
3. 1,600千円
4. 2,000千円

(問題46)

(設問F) GE社の同業他社である株式会社GA(資本金1,000万円)の課税所得の推移が以下のとおりである場合、第12期において控除できる繰越欠損金額として、正しいものはどれか。なお、GA社は株主がすべて個人の1年決算法人であり、会社設立以来、連続して法人税の確定申告について申告区分に記載した申告書を期限内に提出しており、欠損金の繰戻還付の適用は受けていないものとする。

決算期	事業年度	申告区分	繰越控除前の課税所得金額
第1期	2010年9月1日～2011年8月31日	白色	▲500千円
第2期	2011年9月1日～2012年8月31日	青色	▲3,000千円
第3期	2012年9月1日～2013年8月31日	青色	▲100千円
第4期	2013年9月1日～2014年8月31日	青色	▲500千円
第5期	2014年9月1日～2015年8月31日	青色	200千円
第6期	2015年9月1日～2016年8月31日	青色	300千円
第7期	2016年9月1日～2017年8月31日	青色	700千円
第8期	2017年9月1日～2018年8月31日	青色	1,000千円
第9期	2018年9月1日～2019年8月31日	青色	500千円
第10期	2019年9月1日～2020年8月31日	青色	400千円
第11期	2020年9月1日～2021年8月31日	青色	▲100千円
第12期	2021年9月1日～2022年8月31日	青色	1,200千円

※災害損失金の繰越控除の適用を受ける損失金は、設立以来の各事業年度において発生していない。

1. 100千円
2. 500千円
3. 600千円
4. 1,100千円

問 18

役員と法人の取引に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題47)

(設問A) 株式会社PCの取締役である中井さんは、2022年中に個人所有の土地をPC社に譲渡した。土地の譲渡等に関する資料等が以下のとおりである場合、中井さんの2022年分の所得税の計算上、この土地に係る譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、この土地は中井さんの居住の用に供されたことはない。

<土地の取得に関する資料>

- | | |
|--------|----------|
| ・ 取得年月 | 1984年11月 |
| ・ 取得費 | 2,600万円 |

<土地の譲渡に関する資料>

- | | |
|----------|----------|
| ・ 譲渡年月 | 2022年10月 |
| ・ 譲渡価額 | 4,200万円 |
| ・ 譲渡時の時価 | 9,600万円 |
| ・ 譲渡費用 | 300万円 |

1. 300万円
2. 1,300万円
3. 5,100万円
4. 6,700万円

(問題48)

(設問B) 株式会社PDは、PD社が所有する時価500万円(帳簿価額230万円)の社用車を自社の代表取締役である露木さんに100万円で譲渡した。この場合におけるPD社の法人税法上の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 譲渡した社用車の時価500万円と譲渡価額100万円の差額400万円が露木さんに対する役員給与として扱われる。
2. 譲渡した社用車の時価500万円と帳簿価額230万円の差額270万円が露木さんに対する役員給与として扱われる。
3. 譲渡した社用車の帳簿価額230万円と譲渡価額100万円の差額130万円が露木さんに対する役員給与として扱われる。
4. 譲渡した社用車の時価500万円の2分の1相当額と帳簿価額230万円の差額20万円が露木さんに対する役員給与として扱われる。

問19

次のP E株式会社の財務諸表に基づき、以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、問題の性質上、財務諸表の一部を空欄にしています。

製造原価報告書	
2021年4月1日より2022年3月31日まで	
(単位：百万円)	
I 直接材料費	2,600
II 直接労務費	3,100
III 製造間接費	2,200
当期総製造費用	()
期首仕掛品棚卸高	1,100
計	()
期末仕掛品棚卸高	((ア))
当期製品製造原価	()

損益計算書	
2021年4月1日より2022年3月31日まで	
(単位：百万円)	
I 売上高	12,500
II 売上原価	
期首製品棚卸高	1,300
当期製品製造原価	((イ))
計	()
期末製品棚卸高	()
売上総利益	()
III 販売費及び一般管理費	2,300
営業利益	()

貸借対照表		2022年3月31日現在		(単位：百万円)
[資産の部]		[負債の部]		
I 流動資産		I 流動負債		
現金預金	1,700	買掛金	()	
売掛金	1,500	短期借入金	2,500	
材料	()	流動負債合計	()	
仕掛品	900			
製品	1,200	II 固定負債		
流動資産合計	()	長期借入金	3,500	
		固定負債合計	3,500	
II 固定資産		負債合計	7,000	
建物	2,000			
機械装置	2,200	[純資産の部]		
工具	800	資本金	5,000	
土地	4,000	利益剰余金	2,500	
固定資産合計	9,000	純資産合計	7,500	
資産合計	14,500	負債および純資産合計	14,500	

(問題49)

(設問A) 財務諸表の空欄 (ア)、(イ) にあてはまる数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。

1. (ア) 900 (イ) 8,100
2. (ア) 900 (イ) 7,700
3. (ア) 1,200 (イ) 7,800
4. (ア) 1,200 (イ) 8,000

(問題50)

(設問B) PE社の財務諸表等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 自己資本比率は50%を超えている。
2. 固定長期適合率は100%を下回っている。
3. 売上高営業利益率は15%を超えている。
4. 売上債権回転率は0.12である。